

山形市部活動地域展開推進計画 概要版

第1章 計画の策定にあたって

本編P. 1～2

計画策定の趣旨

- ◇学校部活動は、生徒が自主的に参加し、学校教育の一環として、これまでスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。
- ◇少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で継続することが難しくなっており、今後も、生徒の多様で豊かなスポーツ・文化芸術活動の場を確保するためには、学校と地域が連携した形で環境整備を進める必要があります。
- ◇この計画は、国・県のガイドラインを踏まえ、学校と地域との連携・協働による新たな地域クラブ活動のあり方や具体的支援策などを示し、中学校における休日の部活動の地域展開を推進するための計画です。

【学校部活動の地域展開とは】

これまで学校が主体となってきた部活動を、地域全体で支える活動へと移行・拡大する取組を指します。
少子化が進む中でも生徒がスポーツや文化芸術活動を継続できるよう、学校と地域が連携し、より豊かで幅広い活動機会を創出することを目的としています。

計画の位置づけ

- ◇上位計画との整合性を図ります。
「山形市発展計画」、「山形市スポーツ推進計画」、「山形市文化創造都市推進基本計画」、「山形市教育振興基本計画」
- ◇国及び県の方針との整合性を図ります。
国：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
県：「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」

計画の期間

- ◇令和8年度～令和13年度（6年間） ※国が示す「改革実行期間」に合わせて6年間の計画期間とします。
ただし、本市の状況や国・県の施策の実施状況等を踏まえながら、計画の期間や内容について必要な更新を行います。

第2章 現状と課題

本編P. 3～13

本市の現状と課題

(1) 生徒数の推移

山形市教育委員会データ分析より

◆山形市の生徒数の推移【表1】			
各年5月1日現在			
山形市立中学校生徒数 (学校数：15校)	平成27年度 6,584名	令和7年度 5,663名	令和17年度(推計) 4,710名

(2) 学校部活動への加入について

◆学校部活動への加入状況(令和7年度部活動実態調査)【表2】			
6月1日現在			
部活動に加入している			加入していない
運動部(176部) 3,313人	文化部(38部) 972人	計(214部) 4,285人	1,377人
運動部員のうち		文化部員のうち	
部活動のみ加入 2,201人 (66.4%)	地域クラブ併用 1,112人 (33.6%)	計 3,313人	
		吹奏楽部 384人 (39.5%)	その他 588人 (60.5%)
		計 972人	

地域展開に対する意識(令和6年1月から2月に意識調査実施)

- 小学5・6年生
 - 中学生になって平日の部活動に参加したい児童は63.4%。休日の部活動に参加したい児童は33.7%。
 - 気がかりな点として、主に「勉強との両立」「活動時間や休みに関すること」「人間関係の構築」を挙げる児童が多い。
- 中学1・2年生
 - 平日の部活動に参加したい生徒は72.9%。休日の部活動に参加したい生徒は62.8%。
 - 気がかりな点として、主に「学業との両立」「活動時間の長さ」「金銭的負担」「移手段」を挙げる生徒が多い。
- 保護者(小学5・6年生、中学1・2年生)
 - 地域クラブに期待することとして、「チームワークや規律」「技術の向上」「生活の充実」「専門性の高い指導」など。
 - 不安な点として、主に「送迎の負担」「活動時間の長さ」「金銭的負担」など。
 - 部活動・地域クラブ活動ともに月額3,000円以下の希望が最も多い。
- 中学校教員
 - 地域移行・地域連携後も兼職兼業で指導に関わりたい割合が約15%。
 - 指導状況として、競技経験のない部活動を指導している割合が約半数。

中学校部活動における現状(令和7年5月に実態調査実施)

- 「任意加入制」の進展
 - 現状：15校のうち14校で任意加入制を実施 ⇒ R8年度以降：全15校で任意加入制を実施
- 休日の部活動の有無
 - 運動部：169部(96.0%)で実施 文化部：13部(34.2%)で実施
- 休日の活動場所への移手段
 - 運動部：徒歩等(25.0%)、家族の送迎(75.0%) 文化部：家族の送迎(100%) ※公共交通機関の利用はなし
- 部活動に係る各家庭の負担額
 - 月額3,000円未満(80.9%) 3,000円以上5,000円未満(12.1%) 5,000円以上(7.0%)
- 想定される受皿団体の有無
 - 部活動移行等(57.5%) スポ少・競技団体等(15.9%) 民間クラブ等(3.7%) 想定不可(9.3%) 廃部・活動なし(13.6%)

実証事業の実施(令和5年度から令和7年度に実施)

- 令和5年度(17活動、212名(実人数)参加)
 - スポーツ活動：14活動で実施 189名の参加 文化芸術活動：3活動で実施 23名の参加
- 令和6年度(31活動、733名参加)
 - スポーツ活動：22活動で実施 674名の参加 文化芸術活動：9活動で実施 59名の参加
- 令和7年度(35活動、745名参加)
 - スポーツ活動：24活動で実施 627名の参加 文化芸術活動：11活動で実施 122名の参加

【成果】

- ◇実証事業を年々拡充して実施したことにより、活動数及び参加した生徒の実人数が増加し、多くの生徒に地域クラブ活動の体験の機会を提供することができた。
- ◇市内を4つのブロックに分け、近隣校合同による地域クラブの活動を行うなど、新しい形での地域クラブの活動を実施することができた。
- ◇既存の学校部活動にない活動もモデル的に実施したことから、生徒たちに多様な活動体験と機会を提供することができた。
- ◇実施団体には、参加費の設定・徴収や指導者への謝礼の支払いなど、地域クラブ運営の体験の機会を提供することができた。
- ◇実施団体に、地域クラブの持続可能な運営について検証する機会を提供することができた。

【課題】

- ◇地域クラブの持続可能な運営を見据えた体制の強化(資金面、マネジメント人材など)
- ◇各学校や地域、競技種目等の実情に応じた受皿団体のあり方等の情報提供不足
- ◇活動場所の確保(学校施設の活用など)
- ◇地域展開全般に対する情報提供不足

第3章 基本的な考え方

本編P. 14～16

基本目標

「健康医療先進都市」「文化創造都市」の2大ビジョンのもと、生涯にわたり、誰もがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を整備・充実し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動の機会を創出するとともに、山形市におけるスポーツ・文化芸術の振興策の一つとして、市立中学校全ての休日の部活動を地域に展開していきます。

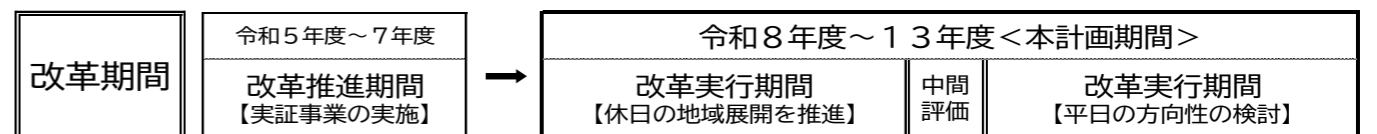
地域展開の進め方

山形市では、令和8年度の中学校3年生が部活動から離れる時期(1・2年生が主体の新体制に切替わるタイミング)から、休日の部活動は原則行わないこととし、地域に展開していきます。

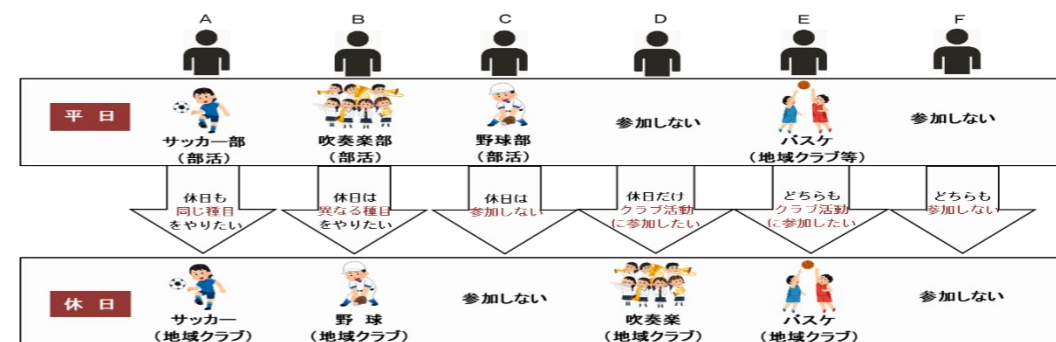
休日と平日の考え方

休日については、令和13年度の本計画期間内に、市立中学校全てにおいて地域展開の実現を目指します。
平日については、部活動を継続実施します。本計画期間内の中間評価の時点で、国から示される方針をふまえてその方向性を検討します。

山形市の部活動改革期間



中学生の平日・休日の活動イメージ



学校部活動と地域クラブ活動の対比

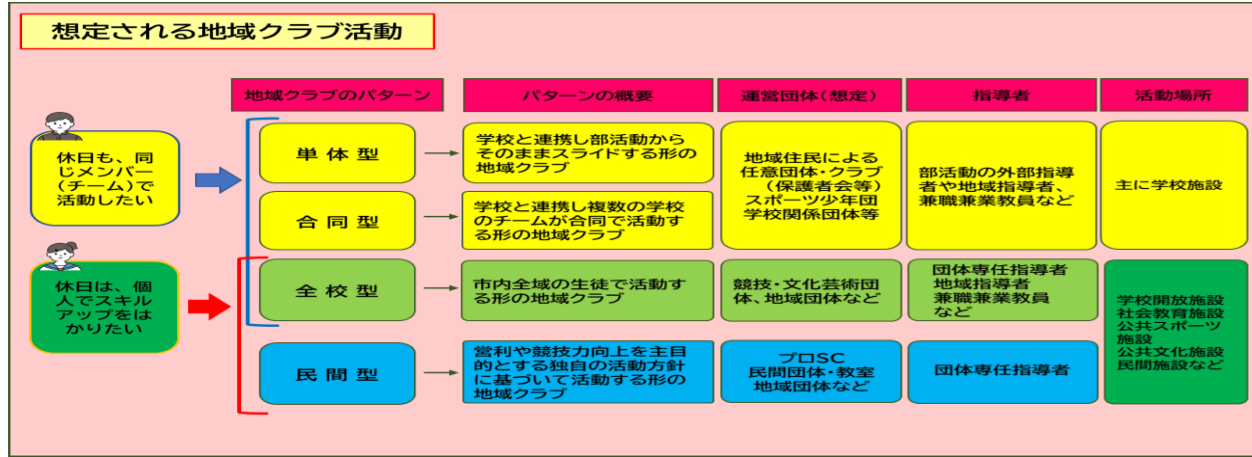
	学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	学校教育活動の一環	社会教育活動の一環
運営団体	学校	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体、地域団体、プロスポーツチーム、民間事業者、学校関係団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会等の多様な団体
指導者	教員、部活動指導員等	地域の指導者(教員の兼職兼業も可能) 団体専任指導者等
参加者	学校に在籍している生徒	希望する全ての生徒
活動場所	主に学校施設 公共スポーツ・文化施設等	学校施設、社会教育施設(公民館等)、公共スポーツ・文化施設、民間施設等
費用負担	用具費、交通費等の実費	会費、用具費、交通費、保険料等の実費
補償	日本スポーツ振興センター災害共済給付(学校が加入)	スポーツ安全保険等(運営団体等が加入)

第4章 休日の地域展開に向けた取組方針

本編P.17~20

方針1 地域展開のあり方について

(1) 地域展開のパターン 次の4つのパターンを基本として推進します。



方針2 地域クラブのあり方について

- 地域クラブの役割等
 - 地域クラブでは、生徒が生涯にわたりスポーツ・芸術文化活動に親しむために、これまで学校部活動が担ってきた人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養などの教育的意義を継承・発展させる活動を基本とし、持続可能な運営と安全で適正な指導が必要となります。
 - 適正で持続可能なクラブ運営を行うため、運営体制や活動目標を示した規約・運営方針・活動計画等を策定・提示することとします。
- 地域クラブの活動内容
 - 地域クラブの活動は、現行の学校部活動の種目に限らず、多様な種目・分野の活動が認められます。
 - 〇レクリエーション的な活動、アーバンスポーツ(スケートボードやスポーツクライミング等)、ICTを活用した活動など
 - 〇生徒が興味関心に応じて自主的・自発的に選択し、多様な活動に参加することが可能となります。
- 地域クラブの管理責任
 - 〇活動中の生徒同士のトラブルや事故等は地域クラブの管理責任において対応することとなるため、管理体制の整備が重要となります。
 - 〇活動中の怪我や事故等への補償に備える必要があるため、スポーツ安全保険等への加入が必須となります。
- 地域クラブと学校との情報共有
 - 〇地域クラブの実施主体は、必要に応じて学校部活動との間で活動方針や活動状況等の共通理解を図ることとします。
 - 〇参加者や保護者への丁寧な説明に努めることとします。
- 地域クラブの活動状況の把握と情報提供
 - 〇山形市は、地域クラブの活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、生徒や保護者に周知します。

方針3 指導者の確保・育成について

- 指導者の確保
 - 〇生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するためには、専門性や資質・能力を有する指導者の確保が必要となります。
 - 〇地域クラブの運営主体は、各競技団体所属の指導者や各学校の外部指導者などを中心に適切な指導者の確保に努めることとします。
- 教員等の兼職兼業
 - 〇地域クラブでの指導を希望する教員等は、兼職兼業の許可を得たうえで、地域クラブの指導者として指導することができます。
- 指導者の資質向上
 - 〇生徒の安全面・心身の健康管理面・教育面での指導が重要となるため、各種研修会等により専門性・能力等の資質向上を図ります。
 - 〇指導者は、各競技団体や自治体等が実施する各種研修会等に積極的に参加し、専門性や資質・能力の向上に努めることとします。

方針4 生徒の安全・安心の確保について

- 〇地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する活動です。
- 〇地域クラブの運営団体は、県ガイドライン(令和8年3月)に記載する事故防止策を講じるとともに、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境の構築に努めることとします。

方針5 活動場所について

- 〇地域クラブの活動場所は、活動内容等に応じて多様な施設を活用することとします。
- 〇その確保にあたっては、地域クラブの実施主体は、安全性やアクセス性等を総合的に勘案し、地域の中学校をはじめ小学校や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等の地域資源を幅広く活用し、活動場所の確保に努めることとします。

方針6 大会等への参加について

- 〇中学校体育連盟主催の大会・吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加は、部活動又は地域クラブのどちらか一方で参加可能となります。
- 〇生徒は、部活動で出場するか又は地域クラブで出場するか、主体的な判断により大会参加を選択することとなります。

方針7 費用負担について

- 〇地域クラブの活動は、参加者からの費用負担を原則とします。
- 〇地域クラブの運営主体は、学校部活動に代わる生徒の活動の負担額として適正な金額の設定に努めることとします。

方針8 学校部活動のあり方について

- 〇教育委員会は、学校部活動のあり方について、本計画を踏まえて、現行の「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」の改訂を行い、「適切な指導・安全安心の確保」「適切な活動時間」「大会参加のあり方」などの方針を示します。

第5章 休日の地域展開に向けた具体的支援について

本編P.21~23

山形市地域クラブ活動認定制度【新規】

- 〇民間型地域クラブ等との区別や質の担保等の観点で「認定制度」を創設 ⇒ 認定地域クラブには種々の支援を実施します。
- 〇学校施設(屋内運動場・屋外運動場)：これまで部活動で使用していた時間帯の優先使用【新規】
- 〇学校施設(音楽室等の特別教室)：認定クラブのうち「単体型地域クラブ」の使用(セキュリティ上要件付加)【新規】
- 〇学校備品等(スポーツ用具・楽器など)の借用【新規】
- 〇市で収集した指導者情報と指導者を必要とする認定地域クラブとのマッチング等による指導者確保の支援【新規】
- 〇認定地域クラブの設立・運営支援の検討【新規】
- 〇経済的困窮世帯に対する支援【新規】
- 〇市有施設使用料の新たな減免の検討【拡充】

「スタートアップ相談窓口」による支援【新規】

- 〇生徒が参加可能な地域クラブの情報や地域クラブの設立・運営・活動のあり方等各種相談に対応し、伴走型の支援を行います。

コーディネーターの配置による支援【継続】

- 〇コーディネーターを配置し、学校や関係団体、認定地域クラブへの指導助言を行い、地域クラブの活動を支援します。

生徒の活動場所への移動に対する支援【新規】

- 〇必要に応じて、公共交通の活用など生徒たちの活動場所への移動のあり方とその支援について検討を進めます。

大会出場奨励費支援【拡充】

- 〇全国大会等への出場奨励費の現行の支給を継続するとともに、各種コンクール等へ出場する地域クラブへの新たな支給等支援の検討を進めます。

体験型活動支援【新規】

- 〇「体験型教室」などの市で実施している様々な自主事業について生徒や保護者に情報提供し、生徒の多様な活動の機会の創出を支援します。

障がいのある生徒の活動機会の確保【新規】

- 〇関係機関と連携し、障がいのある生徒が参加可能な活動の情報等を提供し、障がいのある生徒の活動の機会の確保を支援します。

生徒の活動における選択肢の拡大【継続】

- 〇中学生が参加可能な地域クラブの情報や大学・高校と連携して活動している事例等を情報提供し生徒の活動の選択を支援します。

第6章 計画の推進にあたって

本編P.24~25

進行管理

「山形市における部活動の地域展開に係る検討協議会」において、計画の実施状況等を報告するとともに、新たに顕在化する課題等への対応策などについて意見を聴取しながら進捗管理を行います。

各種相談・問合せ窓口 山形市役所(代表)023-641-1212

項目	内容	問合せ先・所管部署
スタートアップ相談窓口	・部活動の地域展開全般に関する相談 ・地域クラブの設立・運営に関する相談 ・各種支援策に関する相談 ・活動中のインシデントに関する相談	部活動地域展開「スタートアップ相談窓口」 ☎ 023-674-8887(直通) ✉ chiikiclub@city.yamagata-yamagata.lg.jp
生徒が参加可能なクラブ活動に関する事	・地域クラブ活動全般に関する事 ・生徒が参加可能な活動・地域クラブに関する事 ・山形市各課が実施する自主事業(体験型クラブ活動等)に関する事	
障がいのある生徒が参加可能な活動に関する事	・障がいのある生徒が参加可能な活動・地域クラブに関する事 ・山形市身体障害者福祉協会が主催する初心者水泳体験会(手帳要件あり)、障がい者水泳競技大会及び障がい者スポーツ大会に関する事	
地域クラブの認定に関する事	・地域クラブの認定に関する事(認定要件、認定申請、必要書類、認定のメリットなど) ・活動のあり方に関する事	
活動場所に関する事	・学校施設の使用に関する事 ・市有施設(スポーツ施設)の使用に関する事 ・市有施設(文化施設：市民会館・清風荘・Q1・山形テルサなど)の使用に関する事 ・市有施設(コミュニティセンター)の使用に関する事 ・市有施設(公民館)の使用に関する事	各学校 各スポーツ施設 各文化芸術施設 各コミュニティセンター 各公民館
指導者・マネージャーの確保に関する事	・スポーツ指導者をお探しの方(各競技団体所属のスポーツ指導者に関する事) ・文化芸術関係指導者・マネージャーをお探しの方	山形市スポーツ協会 ☎ 023-647-4175 部活動地域展開「スタートアップ相談窓口」 ☎ 023-674-8887(直通) ✉ chiikiclub@city.yamagata-yamagata.lg.jp
指導者の資質向上に関する事	・スポーツ指導者の育成全般(各種研修等)に関する事 ・山形県が実施する地域クラブ等指導者研修「基本研修会」「実践研修会」に関する事 ・山形市の「オンデマンド指導者研修」に関する事 ・(公財)日本スポーツ協会「公認指導者資格」の取得に関する事	山形市スポーツ協会 ☎ 023-647-4175 部活動地域展開「スタートアップ相談窓口」 ☎ 023-674-8887(直通) ✉ chiikiclub@city.yamagata-yamagata.lg.jp
大会等への出場に関する事	・中学校体育連盟や中学校文化連盟が主催する大会やコンクールに関する事 ・全国大会等出場奨励費(中体連主催大会等)に関する事 ・全国大会等出場奨励費(競技団体主催大会)に関する事	学校教育課(☎内線630) ✉ gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp スポーツ課(☎内線633) ✉ sports@city.yamagata-yamagata.lg.jp
学校部活動に関する事	・中学生の学校部活動全般に関する事	学校教育課(☎内線630) ✉ gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

その他

これまでの取組み等を山形市ホームページに掲載しています。詳しくは、下の二次元コードを読み込むと、ホームページを見ることができます。
URL: <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/bunkasports/1014492/index.html>

